

宮城県臨床細胞学会会則

第1章 名 称

第 1 条 本会は、宮城県臨床細胞学会と称する。

第2章 目的および事業

第 2 条 本会は宮城県における臨床細胞学の進歩と普及を目的とし、あわせて会員相互の親睦を図る。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 総会および学術集会の開催
2. 研修会や講演会などの主催
3. その他必要な事業

第 4 条 本会の事務局は、役員会が委嘱した施設におく。

第3章 会 員

第 5 条 本会は宮城県に在住する、または主な職場を有する日本臨床細胞学会の会員により構成される。

第 6 条 会員は、本会が開催する集会に関する通知を受け、集会に出席して業績を発表し発言することができる。

第 7 条 会員が退会する場合には、その旨を事務局に通知しなければならない。会員として名誉を傷つけた場合には、役員会の決定によって退会させることができる。

第 8 条 本会に多大の貢献をなした会員を、役員会の推薦と総会の承認に基づいて名誉会員あるいは功労会員とすることができる。

第 9 条 本会の事業に寄付その他の援助を与える団体または個人を賛助会員とすることができる。

第10条 会員は、毎年12月末日までに会費を本会に納入しなければならない。名誉会員、功労会員は会費を収めることを要しない。

第4章 役 員

第11条 本会に、下記の役員をおき、役員会を構成する。

会 長 1名

副会長 1名

評議員 若干名（内数名は会務担当の幹事とする）

監 事 若干名

第12条 評議員は本会員の中から総会において選任される。選出方法は別に定める。

第13条 会長は評議員の互選によって定められ、副会長は会長が評議員の中から選任し、役員会に諮り決定する。

第14条 会長は本会を代表し会務を主宰する。会長がその任務を遂行できない場合には、副会長が代行する。

- 第15条 会長は会務(総務・学術・研修・会計・編集等)を担当する幹事を評議員の中から選任し、役員会に諮り決定する。
- 第16条 会長は監事を評議員の中から選任し、役員会に諮り決定する。
- 第17条 役員任期は2年間、4月1日から翌々年の3月末日までとする。再任を妨げないが、満65歳に達した者を新たに役員に選任しないものとする。また、幹事あるいは監事に欠員が生じた場合は、会長が評議員の中から補充し、この任期を前任者の残任期間とする。
- 第18条 会長は、本会活動の事務処理を円滑に遂行するため、若干名の事務局員をおくことができる。

第5章 総会ならびに学術集会

- 第19条 本会は、毎年1回の定期総会ならびに学術集会を開催する。
- 第20条 会長は臨時総会、学術集会、研修会、講演会等を随時開催することができる。

第6章 会計

- 第21条 本会の経費は、会費・寄付金等をもって当てる。
- 第22条 会費の額および納入方法は、会長が役員会に諮って定める。
- 第23条 本会の会計は、会計幹事が管理する。
- 第24条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

第7章 会則の変更

- 第25条 会則の変更は、役員会で決定し、総会の承認を得て行われる。

第8章 細則

- 第26条 本会則の施行細則については役員会にて決定する。

附則：本会則は昭和59年7月15日から実施

平成6年 2月12日改定

平成10年 7月 1日改定

平成11年 2月14日改定

平成13年 2月 4日改定

平成27年 2月 1日改定

役員選出規定細則

- 第1条 評議員推薦委員は2名とし、役員会にて選出し会長が委嘱する。
- 第2条 推薦委員は期日までに候補者を若干名推薦する。
さらに日本臨床細胞学会の理事・評議員および会長推薦者も候補者とする。
- 第3条 評議員推薦委員は候補者に評議員受諾の意思確認を行う。
- 第4条 受諾した候補者は役員会で承認されたのち、総会にて選任される。
- 第5条 会長は評議員の多数決によって選出され、得票数の多いものとする。
ただし、同数の場合は年長者を会長とする。
- この細則は 平成27年2月 1日から施行する。